○防衛省令第十一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第五条及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第二十四条の六の規定に基づき、自衛隊法施行規則及び若年定年退職者給付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十三日

防衛大臣　中谷　元

自衛隊法施行規則及び若年定年退職者給付金に関する省令の一部を改正する省令

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第一条　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（精勤章の返納） **第九条**　表彰者は、精勤章を授与された隊員が拘禁刑以上の刑に処せられ、又は懲戒免職の処分を受けたときは、精勤章を返納させることができる。	（精勤章の返納） **第九条**　表彰者は、精勤章を授与された隊員が禁こ以上の刑に処せられ、又は懲戒免職の処分を受けたときは、精勤章を返納させることができる。

（若年定年退職者給付金に関する省令の一部改正）

第二条　若年定年退職者給付金に関する省令（平成二十一年防衛省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（見出しを含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等に給付金を支給しないこととする処分を行う際の措置） **第十六条**　［略］ 2　給付金管理者が行う不支給処分の通知は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める様式の若年定年退職者給付金不支給処分書により行うものとする。 一　刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた場合又は在職期間（法第二十七条の二に規定する在職期間をいう。以下同じ。）中の行為に関し法第二十七条の九第一項第一号に規定する再任用職員に対する免職処分を受けた場合　別記様式第八 二　［略］ 3・4　［略］ （拘禁刑以上の刑に処せられた場合等に給付金の返納を命ずる際の措置） **第十七条**　［略］ 2～7　［略］	（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等に給付金を支給しないこととする処分を行う際の措置） **第十六条**　［同上］ 2　給付金管理者が行う不支給処分の通知は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める様式の若年定年退職者給付金不支給処分書により行うものとする。 一　刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合又は在職期間（法第二十七条の二に規定する在職期間をいう。以下同じ。）中の行為に関し法第二十七条の九第一項第一号に規定する再任用職員に対する免職処分を受けた場合　別記様式第八 二　［同上］ 3・4　［同上］ （禁錮以上の刑に処せられた場合等に給付金の返納を命ずる際の措置） **第十七条**　［同上］ 2～7　［同上］